

区域区分の変更理由書

変更理由

令和3年度の都市計画基礎調査の結果等に基づき、将来人口の見通しや土地利用、都市施設の整備など社会経済状況の変化を踏まえ、目標年次等の変更を行うものである。

さらに、西三里塚地区において、空港建設事業に係る用地提供者の代替地整備により都市基盤の整備が完了しており、今後、騒音地域からの移転者等の受け入れを行うにあたり、良好な市街化環境の維持・保全を図るため、区域区分を変更し市街化区域に編入するものである。